

個人情報保護法と東久留米市情報公開条例の不開示情報比較表

※ここでは、法施行条例の不開示情報を個別に引用する方式ではなく、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）第5条に掲げる非開示情報に準拠する立場で説明するが、同法は、国の行政機関を対象とする法律であるので、市町村の規律とは異なるため、参考として参照いただきたい。

区分	個人情報保護法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (情報公開法)	東久留米市情報公開条例	備考
	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p>	<p>(行政文書の開示義務)</p> <p>第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p>	
不開示情報			<p>(1) <u>法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関として置かれる機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。）若しくは東京都の機関の指示等により、公にすることができないと認められる情報</u></p>	<p>※いわゆる法令秘情報である。当然に不開示情報であるため、規定化しない選択肢もあるが、非開示情報を一覧的に規定することにより解釈上の混乱が生じないため、本法令秘情報は、情報公開条例の不開示情報として定めることとしたい。</p>

不開示 情報	一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報			
不開示 情報	二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	
開示情 報	イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報	イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	

開示情報	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報	
開示情報	ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係	ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	

		る部分		
		<p>一の二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号</p>		<p>※行政機関等匿名加工情報等を非開示情報とするものである。当市は、行政機関等匿名加工制度を実施しないことから、一の二に相当する規定は、情報公開条例の非開示情報として定めないこととしたい。</p>
不開示情報	<p>三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものの。</p>	<p>二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。</p>	<p>（3） 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p>	<p>※情報公開条例の下線部は、事実上情報公開法第2号イに定められており、ほぼ同趣旨の規定と考えられる。よって、この点は、情報公開法第2号及び同号イの規定に準拠すればよいと考えられる。</p>
開示情報	<p><u>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</u></p>	<p><u>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</u></p>	<p><u>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</u></p>	<p>※情報公開条例アからウまでの規定は、情報公開法ただし書の規定と本質的に同趣旨の規定と考えられる。</p>

			<p><u>イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</u></p> <p><u>ウ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報</u></p>	<p>よって、同ただし書の規定に準拠すればよいと考えられる。</p>
不開示情報	<p><u>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p>	<p><u>イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</u></p>		
不開示情報	<p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>(6) <u>市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの</u>（以下「第三者」という。）が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの<u>その他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これ</u></p>	<p>※「市、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が」の部分、これがなくとも情報公開法の趣旨と同じである。</p> <p>※「市、国、他の地方公共団体」・・・が公にしないとの条件で任意に提供した情報については、情報公開法第5号及び第6号で対応が可能である。</p>

			<p><u>を公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。</u></p>	<p>※「その他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの」については、「市、国、他の地方公共団体」については、情報公開法第5号及び第6号で対応可能であり、「開示請求者以外のもの」については、情報公開法ロで対応可能である。よって、情報公開法の非開示情報に準拠することで対応したい。</p>
<p>※国の機関が対象</p>	<p>四 行政機関の長が第八十二条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p>	<p>三 <u>公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</u></p>		<p>※国情報公開条例第3号及び第4号の相当規定は、個人情報保護法第7号イ及びロに相当する規定を情報公開法第6号の配下に規定するイメージで情報公開条例で定めることとしたい。</p>

<p>※国の機関・都道府県が対象</p>	<p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p>	<p>四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p>		<p>※同上</p>
<p>不開示情報</p>	<p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>五 <u>国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部</u>又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(4) <u>市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部</u>又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>※現行条例の下線部は、若干情報公開法と異なるが、同法の規定の方が広く対象を捉えているためこれを採用することとし、情報公開法に準拠することとしたい。</p>
<p>不開示情報</p>	<p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>六 <u>国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う</u>事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>(5) <u>市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業</u>に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>※上記と同趣旨</p>

不開示 情報 (情報 公開法 第3号 に 相 当)	イ 独立行政法人等、地方公共団体の 機関又は地方独立行政法人が開示決 定等をする場合において、国の安全 が害されるおそれ、他国若しくは国 際機関との信頼関係が損なわれるお それ又は他国若しくは国際機関との 交渉上不利益を被るおそれ			
不開示 情報 (情報 公開法 第4号 に 相 当)	ロ 独立行政法人等、地方公共団体の 機関（都道府県の機関を除く。）又は 地方独立行政法人が開示決定等をす る場合において、犯罪の予防、鎮圧又 は捜査その他の公共の安全と秩序の 維持に支障を及ぼすおそれ			
不開示 情報	ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税 の賦課若しくは徴収に係る事務に関 し、正確な事実の把握を困難にする おそれ又は違法若しくは不当な行為 を容易にし、若しくはその発見を困 難にするおそれ	イ 監査、検査、取締り、試験又は租税 の賦課若しくは徴収に係る事務に関 し、正確な事実の把握を困難にする おそれ又は違法若しくは不当な行為 を容易にし、若しくはその発見を困 難にするおそれ	ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事 務に関し、正確な事実の把握を困難に するおそれ又は違法若しくは不当な行 為を容易にし、若しくはその発見を困 難にするおそれ	
不開示 情報	ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に 関し、国、独立行政法人等、地方公共 団体又は地方独立行政法人の財産上 の利益又は当事者としての地位を不 当に害するおそれ	ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に 関し、国、独立行政法人等、地方公共 団体又は地方独立行政法人の財産上 の利益又は当事者としての地位を不 当に害するおそれ	イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関 し、国又は地方公共団体の財産上の利 益又は当事者としての地位を不当に害 するおそれ	
不開示	ホ 調査研究に係る事務に関し、その	ハ 調査研究に係る事務に関し、その	ウ 調査研究に係る事務に関し、その公	



情報	公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ	
不開示情報	へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ	
不開示情報	ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ	